

川内川水系水害に強い地域づくり

提 言（案）

平成 19年 8月

川内川水系水害に強い地域づくり検討委員会

目 次

第1章	7・22 水害を踏まえた課題整理	3
(1)	避難計画の不備	3
(2)	水害の危険性に関する認識不足	3
(3)	洪水時の情報提供・伝達の不足	4
(4)	避難勧告・指示発令の遅れ	4
(5)	水防・救助体制の不備	4
第2章	水害に強い地域づくりの基本的方向性	5
2.1.	基本理念	5
2.2.	基本方針	7
(1)	避難計画の充実	7
(2)	水害の危険性に関する認識向上	7
(3)	洪水時の情報提供・伝達機能の向上	8
(4)	避難勧告・指示発令の迅速化	8
(5)	水防・救助体制の強化	8
(6)	水害に強い地域づくりの効率的推進	9
第3章	具体的施策	10
3.1.	避難計画の充実	10
(1)	洪水ハザードマップの作成支援	10
(2)	避難計画・施設の再検討	10
(3)	災害時要援護者の避難対策の立案	11
(4)	水害時住民行動マニュアルの作成	11
(5)	地域孤立化防止対策の検討	11
3.2.	水害の危険性に関する認識向上	11
(1)	水害危険性の認識向上・防災用語等の習得（防災訓練・勉強会開催）	11
(2)	浸水地区の土地利用規制等の検討	12
(3)	浸水に強い建築構造導入の検討	12
(4)	河川沿川における従前の遊水機能の確保に関する対策の検討	12
3.3.	洪水時の情報提供・伝達機能の向上	12
(1)	わかりやすく精度の高い情報提供	12
(2)	地域コミュニティの活用（自治会・公民会単位での行動）	13
(3)	水防情報の一元化	13
3.4.	避難勧告・指示の迅速化	14
(1)	避難勧告・指示の発令基準の再検討	14
(2)	収集情報の発令判断への活用	14
3.5.	水防・救助体制の強化	14
(1)	水防資機材の備蓄・効率的活用	14
(2)	重要水防箇所の情報提供	15
(3)	ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立	15
(4)	消防団等との連携による各家庭での浸水軽減活動	15
3.6.	水害に強い地域づくり推進協議会の設置	15

はじめに

※赤文字：委員による修正作業箇所

※青文字：委員による修正を基に事務局にて加筆箇所

川内川はこれまでに幾多の洪水被害に見舞われ、平成の時代に入ってから平成5年、9年、17年、18年と洪水被害は頻発してきました。中でも平成18年7月22日に発生した水害（7・22水害）では、7月15日から24日の間に本州から九州にかけて活発な梅雨前線が停滞し、薩摩地方北部を中心にして累加雨量1,000mmを超過する記録的な豪雨となり、流域全体で浸水面積約2,800ha、浸水家屋約2,400戸に及ぶ甚大な被害をもたらされました。

7・22水害は、これまで実施してきた河川整備などのハード対策だけでは、対応することができない場合が生じることを認識する機会となりました。

折りしも平成17年4月には、国土交通省河川局において「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」が取りまとめられるなど、これまでのハード対策中心の災害対策についての改善と、ソフト対策の重要性に着目すべき時期となっていました。

川内川流域においても、水害後の平成19年3月に流域住民の方々にアンケート調査を行い、被害状況や避難状況、そして、洪水ハザードマップ（洪水危険地図）*に対する意見等を伺い、ソフト対策の重要性が浮かび上がったところであります。

このような背景を踏まえ、川内川水系における水害に強い地域づくりのあり方について、学識者や専門家、地域代表者、マスコミ関係者からなる委員会を設立し、自助・共助・公助の役割分担に留意し、水害時のソフト対策について様々な観点から検討を行いました。

この際、本委員会より先行する「鶴田ダムの洪水調節に関する検討会」における情報提供等の検討事項も参考といたしました。

*：川内川流域内自治体では、洪水ハザードマップ（洪水危険地図）にその他の災害情報も加え、「防災マップ」として整備している。

本提言は、平成 19 年 4 月から平成 19 年 8 月にかけて行った 3 回の審議結果を踏まえ、とりまとめたものです。今後は、提言に沿った防災・減災対策を効率的に実現するために、国、県、市町、地域の適正な役割分担および具体案を協議する場を設け、検討を進めていく必要があります。

平成 19 年 8 月〇日

川内川水系水害に強い地域づくり委員会

第1章 7・22水害を踏まえた課題整理

7・22水害を踏まえ、水害後に実施した地域住民へのアンケート調査および自治体へのヒアリング調査等に基づいて、水害に関する課題は、次のとおり整理しました。

(1) 避難計画の不備

- 洪水ハザードマップが作成されていない市・町がある。作成済みの市・町でも洪水ハザードマップ自体の認知度が低い。
- 自主防災組織が存在するものの、平常時の訓練や災害時の活動を含めて、実質的に機能していない。
- 1人で避難することが困難な災害時要援護者の存在により、その家族の避難が遅れる、あるいは避難しない例がみられた。また、川内川流域は住民の高齢化が進んでいるが、避難所はバリアフリー、医療窓口等の高齢者の生活を支援する設備が十分とはいえない。
- 指定避難所を知らない住民が多いことや、避難所や避難経路が浸水してしまった等の理由から指定避難所の利用率が低い。また、避難者数が避難所の定員を超過した例も見られた。
- 現在の避難計画は避難時の移動手段として徒歩を想定しているが、実際には自動車を利用する人が多く、避難計画の考え方が現実的でない。
- 水害に備えて、~~食料の確保~~自らの安全確保、避難の実施など住民自身が対応すべき事項が明確に認識されていない。
- 浸水・土砂災害等の道路分断により水害時に孤立した地域がみられた。

(2) 水害の危険性に関する認識不足

- 避難勧告や避難指示（以下、避難勧告・指示と表記）があっても、自らの水害経験から「現在の場所が安全」と判断し、逃げないという水害の危険性に対する認識不足が見られた。

- 避難勧告・指示などの防災用語に関して、避難行動に結びつけることができず、防災用語のわかりにくさや住民の理解不足が見られた。
- 浸水実績のある地域においても、市街化開発区域が拡大している。

(3) 洪水時の情報提供・伝達の不足

- 自治体側は、水害時に集中する情報や問い合わせに対して、十分な対応が不可能となった。その結果、収集された情報を有効に利用することができなかった。更に、人員不足などによる情報入手手段の不備により、現地の被害状況を的確に把握することが困難になった自治体もみられた。
- 住民側は、情報入手手段としてTVを重視していたこと、広報車による音声案内が豪雨で聞こえなかったことなどにより、避難勧告・指示に関する情報を十分に受信できなかった方もいた。

(4) 避難勧告・指示発令の遅れ

- 規模の大きな洪水に対する避難勧告・指示が的確に発令できず、安全な避難行動が実施できない例があった。また、上下流の自治体で基準が異なり、発令時期が異なる場合も見られた。
- 自治体が避難判断など高度な意思決定を行うのに十分な情報が入手できていない、あるいは、提供されていない。

(5) 水防・救助体制の不備

- 水防、救助活動における資機材不足が発生した。
- 逃げ遅れた住民救助において、救助にあたった消防団等における二次災害発生の危険性があった。
- 水害を想定した具体的な訓練等の不足による、操作、水防作業の遅滞。

第2章 水害に強い地域づくりの基本的方向性

地域住民へのアンケート調査、自治体へのヒアリング調査および本委員会での意見を踏まえ、川内川水系の従来ハード主体の治水対策のあり方を見直し、「自助・共助・公助の三位一体の防災・減災」を目標とした「水害に強い地域づくり」のあり方の基本理念とその方向性について整理しました。

2.1. 基本理念

記録的な洪水となった昨年の7・22水害では、これまでの水害体験が逆に過信を生み、避難が間に合わず救助に至る例や、高齢者を擁する家庭では個人単位での避難行動の困難さから避難行動に遅れが生じる例なども見られました。

今回の水害は、水害に対する安全性の過信、高齢化の進捗、地域コミュニティの弱体化など、流域の特性を反映した避難行動時の特徴的な課題を浮き彫りにしました。

国土交通省等ではこれまで堤防の築造、河道の拡幅、鶴田ダム建設などの流域一体となった治水対策を施し、徐々に治水安全度の向上を図ってきました。更に、今回の水害を受け、河川整備や鶴田ダムの洪水調節機能の向上などの対策を実施していきませんが、「ハード対策だけでは水害を100%防ぐのは難しい」との認識に立ち、自助・共助・公助が連携したソフト対策を並行して行うことにより地域の防災力の向上を図ることが重要となります。

ソフト対策において最大の減災効果を得る手法は、正しく最新の防災情報を送受信し、共有し、的確な避難行動を行うことです。水害時には、「自分と家族の身は自らが守る」ことが基本となるため、水害の恐ろしさと避難すべき時期、方法について十分に知っていることが的確な避難行動につながります。更には、自ら避難行動を起こすことが難しい、高齢者、病気の方、幼児などの災害時要援護者の方々については、「事前

に情報を整理し、地域として助け合い、安全な避難を実現する」ことが必要です。

一方、洪水ハザードマップや過去の浸水実績等を参考にして、浸水被害を受けにくい場所に住居を構えることや、家屋を耐水化する等の川内川沿川の被害特性に適応した暮らしを予め心掛けることも減災対策として有効です。

また、水害に強い地域づくりの土台として、河川整備、ダム洪水調節機能の向上、防災ステーションの整備など社会資本整備の充実は言うまでもありません。

私たちは辛い体験を忘れることで、新たな生きる気力を得ることもあります。しかし水害体験については、風化させることなく語り継ぎ、個人・地域が的確な避難行動を取るための土台づくり、水害にあいにくい暮らし・住まいづくりに活かすことが大切であると考えます。このような考えの基に、個人、地域、行政が水害時に対応すべき役割分担を明確にして、水害に強い地域を形成していく必要があります。

これより、「川内川水系水害に強い地域づくり」の基本理念を、次の様に考えます。

川内川水系水害に強い地域づくりの基本理念

- 7・22水害を教訓として、適切な防災情報の送受信と共有、安全な避難行動の実現
- 地域コミュニティとその防災力の向上
- 水害にあいにくい暮らし方、土地利用規制への理解
- 安心して暮らせる地域づくりのための基盤整備

2.2. 基本方針

前記基本理念に基づいて、川内川水系における水害に強い地域づくりの基本方針を次のとおりとします。

(1) 避難計画の充実

ソフト対策の根幹として、従来の避難計画の課題を改善し、さらに**充実**する必要があります。

7・22水害の実績浸水区域と浸水想定区域図の検証により、浸水想定区域図に基づいた**洪水**ハザードマップの信頼性が一定程度確認されました。この点を踏まえ、第一に洪水ハザードマップの作成を促し、避難計画を**充実**する際の有力な情報として利用すると共に、地域住民にも共有情報として通知徹底を図る必要があります。そして、洪水ハザードマップや今回水害の実体験の情報を基に洪水時に実践的に機能する避難経路や避難施設のあり方、特に高齢者の方々の避難を想定した検討が必要です。更に、これまで行政の勧告・指示さらには救助を待つ傾向であった避難行動の考え方を**改善**して、「自分の命は自分で守る」という考え方を原則に、「**自助・共助・公助の役割分担に基づく水害時の地域および住民の行動規範**」を新たに確立し、**実際に訓練を行う**必要があります。

また、地域の孤立化を防止・緩和する対策についても検討する必要があります。

(2) 水害の危険性に関する認識向上

地域住民と行政両者の**治水対策の限界**と水害の危険性に関する理解度を向上させることで、水害前の事前予防対策の充実度を高めることができ、水害時の避難を迅速、かつ、安全なものとすることができます。また、自助と共助の役割が大きくなる災害時に減災効果が発揮される「自らの生命・地域は自分で守る」といった自主防災意識の醸成が期待できます。

水害の危険性に関する認識向上は、水害の記憶を風化させないことと、日頃の事前学習に依るところが大きいと考えます。水害の記憶を風化さ

せず、伝承していくには、浸水位など水害の傷跡を残していく仕組みが必要です。学習においては、定期的な参加者の興味を引く防災教育により、水害に関する基礎知識の共有と蓄積、さらに防災意識の向上を目指す**必要があります**。

また、地域住民と行政の水害に対する共通理解が得られた上で、浸水区域での土地利用規制等の**実施**や建物の耐水化構造導入の検討といった施策も必要と考えます。

(3) 洪水時の情報提供・伝達機能の向上

地域住民が災害時に状況を的確に判断し、安全に避難するためには、従来の送り手情報から受け手情報に変換し、わかりやすく、精度の高い情報を確実に**伝え、共有する**必要があります。このためには、地域住民が風水害時でも確認できる従来の情報**伝達**手段の改良、IT等を利用した自動情報配信等の新しい情報**伝達**手段の検討、消防団を中心とした**住民間**の地域コミュニティ力を利用した情報**伝達**手段の検討等を実施していく必要があります。

(4) 避難勧告・指示発令の迅速化

避難勧告については、**雨量・水位・ダム放流量**等に基づいた数値基準が市町毎に定められていますが、より重要な避難指示については、明確な基準がほとんど定められていません。このため、避難指示のタイミングは各市町首長の経験的判断に拠るところが大きい状況となっており、地域住民の適切な避難判断を混乱させる要因ともなっていると考えられます。

避難指示の**発令**基準を明確化し、水系としても統一性を持たせることで、地域住民に対して避難指示に対する信頼度を高めるとともに、この避難指示発令の妥当性を高めるため、地域の浸水情報を集約できる仕組みづくりが大切です。

(5) 水防・救助体制の強化

水害に強い地域づくりを実現するにあたっては、水防活動を担う人材・体制を整えるとともに、水防資機材の充実が不可欠です。

人材・体制の充足にあたっては、消防団を中心としたより実践的な水防訓練を実施し、水害時活動の安全性の向上、的確な連絡系統の確立を目指す必要があります。また、水防資機材の備蓄量を各所で増強するとともに、広域的な資機材の運用支援体制を整えることで、水防資機材の量的偏在を補う必要もあります。

更に、被災後の孤立化の解消や地域住民の日常生活への迅速な復帰を支援するため、土砂の撤去、ごみの清掃といった共助・公助体制の充実を図る**必要があります**。また、平常時より、各家庭での水害軽減方法の指導やボランティアの受け入れ体制の確立に積極的に**取り組むことも必要**です。

(6) 水害に強い地域づくりの効率的推進

水害に強い地域づくりにおける防災・減災対策の効率的な推進のために、国、県、市町、地域の役割分担や具体案を継続的に協議する場を設ける必要がある。

第3章 具体的施策

本提言の基本理念、基本方針を踏まえ、また先行実施されている「鶴田ダムの洪水調節に関する検討会」の検討事項を加味し、水害に強い地域づくりのための具体的な施策を示します。

3.1. 避難計画の充実

(1) 洪水ハザードマップの作成支援

洪水ハザードマップを作成していない市・町を河川管理者が技術面等で支援し、平成 19 年度内に川内川流域全関係市・町の洪水ハザードマップの整備を完了する必要があります。平成 19 年度出水期までに洪水ハザードマップが未整備となる地域に対しては、浸水想定区域図を周知する必要があります。

また、7・22 水害時の浸水域と洪水ハザードマップを比較し、洪水ハザードマップの有効性を確認すると共に、河川改修状況に応じた洪水ハザードマップの定期的更新によりマップの精度向上に努めなければなりません。更に、自分が住む地区、あるいは、自宅を中心に表示したマップの作成や小学生作成の洪水ハザードマップコンクールの開催など、地域で工夫したマップ改良等についても検討を進める必要があります。

一方で、洪水ハザードマップの学習会を開催したり、小学校で洪水ハザードマップに関する授業を行ない、その理解の普及に努めることも大切です。

(2) 避難計画・施設の再検討

水害時に指定避難所や避難経路が浸水する可能性を洪水ハザードマップや過去の浸水履歴等から確認し、浸水する場合は、耐水化を進めるか、避難所や避難経路を見直す必要があります。また、避難所・避難経路へと誘導する案内表示板等の設置も必要です。更に、車を利用した避難が多い実態を踏まえ、災害時要援護者を含め、車による移動を考慮した避難計画について検討する必要があります。

(3) 災害時要援護者の避難対策の立案

災害時要援護者の避難を支援する事前対策として、災害時要援護者の避難支援計画を立案し、事前登録による災害時要援護者の所在地の把握と要援護者を支援する援護者の指定を推進する必要があります。

更に、主に高齢者の避難所での生活を安心・安全なものとするため、避難所生活の不具合を相談できる窓口の設置や医療面の緊急的な受け入れ施設の確保についても十分に配慮する必要があります。

(4) 水害時住民行動マニュアルの作成

「自助」、「共助」、「公助」の相互扶助により実施される避難活動のうち、被災時、被災直後に大きな役割を果たすのが、「自助」、「共助」による避難活動です。しかし、現在はハード対策主体の治水対策からハード対策とソフト対策が助け合った治水対策への移行期であり、川内川流域において「自助」、「共助」の水害時の活動内容・手順が体系化されたマニュアルは整備されていません。

そこで、水害時の「自助」、「共助」に関する避難活動について、自治体の防災計画を十分理解したうえで、消防団を中心として地域住民自らの手で行動マニュアルを作成することが重要です。

(5) 地域孤立化防止対策の検討

予め水害による孤立化が想定される地域を整理・明確化し、孤立化を防止するための対策として、水防資機材の備蓄および、避難経路が途絶しない方策、伝達手段の確保について検討する必要があります。

3.2. 水害の危険性に関する認識向上

(1) 水害危険性の認識向上・防災用語等の習得（防災訓練・勉強会開催）

水害時に住民が主体的に行動を起こせるよう、水害の性格と危険性を知り、水害時にとるべき行動を知識として身につけておくことが重要です。そのための防災教育が体系的に実施されるよう、河川管理者等は関係機関と連携し、学校教育、地域ごとでの学習その他様々な場面におけ

る支援を展開する必要があります。

具体的には、通常の授業時間や総合学習の時間における防災教育について、関係機関と連携し、出前講座制度等の活用、教材等の開発・提供などの支援を実施します。

また、専門的になりがちな防災用語を理解しやすい言葉で伝えるため、地域の方と常日頃交流のある消防団、NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会・公民会等で地域防災講座の開催など、地域における防災教育の展開を図ることが重要です。合わせて、地域防災訓練等を実施することも大切です。

(2) 浸水地区の土地利用規制等の検討

従前から治水安全度が低く、土地利用にあたって相当の安全確保対策が必要となる区域等については、土地利用状況を踏まえた治水対策を実施するとともに、治水対策の方針を反映した土地利用への誘導を図ります。このため、治水計画と土地利用計画との調整、並びにそのための地域の合意形成を図る仕組みを構築する必要があります。

(3) 浸水に強い建築構造導入の検討

浸水地区の土地利用規制等の検討と合わせて、浸水に強い建築構造導入を検討します。浸水常襲地区に対するピロティ構造等の導入により床上浸水以上の被害を軽減することが可能となります。

(4) 河川沿川における従前の遊水機能の確保に関する対策の検討

従前の遊水機能を活用し、上下流バランスや水系全体の治水安全度の確保やその機能が今後も維持されることが望ましいと考えます。また、関係者・関係機関により、農業経営の安定対策等を検討する必要があると考えます。

3.3. 洪水時の情報提供・伝達機能の向上

(1) わかりやすく精度の高い情報提供

市町からの避難勧告等がなければ避難しないという受け身の考え方

では、緊急時の行動判断が行政まかせとなり、各現場に応じた適切な避難行動が困難となります。避難勧告・指示等の発令如何に関わらず、緊急時に住民自らが的確な判断・避難を行えるよう、発生している自然現象、災害状況の程度、事態の逼迫度などが実感できる情報を提供することが重要です。

具体的には、県管理河川、国管理河川を問わず、的確な河川水位およびその危険度レベル、雨量、ダム諸量等を一元的にリアルタイムで、防災無線、情報表示版、インターネット等の各種情報伝達手段を通して発信すると共に、これらの情報を地域住民に自動配信することにより、早期の避難判断を促す必要があります。一方、住民にとって、水害時の重要な情報入手手段がTVである実態を踏まえ、マスコミとの連絡協議を継続し、わかりやすい情報提供方法を工夫しなければなりません。更には、既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識等の設置により河川水位についての基礎的情報等を平常時から提供すべきです。

(2) 地域コミュニティの活用（自治会・公民会単位での行動）

水害時の災害情報や避難情報を地域住民に確実に伝えるため、あるいは、適切な避難を誘導するため、自治会や公民会といった地域コミュニティ単位の避難行動を支援します。水害時の地域コミュニティ単位での避難活動を確実なものとするためには、水防訓練や防災教育は当然のことながら、日頃からの地域活動においても地域コミュニティ単位での活動を意識することが大切です。

(3) 水防情報の一元化

現在、地域住民が水防情報を受け取る窓口として、TV・ラジオ・インターネット・防災無線等が有力な手段です。緊急時の情報収集経路が複数回線であることは好ましいことですが、例えば、近年、情報収集ツールとして発達してきたインターネットでは、水防情報に限っても複数のサイトがあり、かえって利用者の混乱を招く可能性もあります。重要な流域内の雨量・水位・気象情報・洪水予報情報等が共通のインターネット上で防災情報として一元化され、簡単にアクセスできるシステムである必要があります。

また、行政においても、FAX・電話・インターネット等と情報収集手段は多岐にわたるうえ、情報発信元も複数機関にわたることから、受け手側が適切に情報処理できない場面も見られます。このため、行政においても上記と同様のインターフェースシステムを共有し、**情報および意識の共有化を進める必要があります。**

3.4. 避難勧告・指示の迅速化

(1) 避難勧告・指示の発令基準の再検討

川内川流域内各市町の地域防災計画の避難勧告の基準は、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位と**異なる水位が採用されています。**避難勧告等の情報がTV、**ラジオ**を通して発信される場合、流域内市町で大きく発令基準が異なれば、地域住民の自主避難判断に混乱を来たす恐れがあります。

このため、川内川流域内での避難勧告・**指示**等の発令基準に統一した見解を持たせ、流域内での円滑な自主避難判断および首長の判断に**共通性**を持たせる必要があります。

(2) 収集情報の発令判断への活用

市町長が避難勧告・指示等の発令を適切に行えるよう、その目安となる河川水位、浸水位、土砂現象等の情報の充実を浸水モニター制度の導入等により**実現すべきです。**また、避難勧告等の発令にあたり、緊急時に市町長が行う状況判断に役立つよう、各種情報についての解説、今後の見通し等を河川管理者等から直接市町長に助言する仕組みを**強化する必要があります。**

3.5. 水防・救助体制の強化

(1) 水防資機材の備蓄・効率的活用

水害時に水防資機材の不足により水防活動が妨げられることがないように、今回水害で必要と想定された水防資機材量を算出し、その必要量を備蓄する倉庫等を整備します。

財政的・物理的に必要資機材量を確保できない場合も、広域的な水防資機材利用を想定し、遠隔地の資機材の互いの有効利用が図れる体制を整えます。

(2) 重要水防箇所の情報提供

地域防災力の低下を補うため、堤防の重要水防箇所指定根拠も含めて情報提供し、その指定根拠に適した水防工法を重点的に指導・学習します。この結果、習得した水防工法を該当地点で利用する確率が高くなり、水害時の円滑で効率的な水防活動を支援することが可能となります。

(3) ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立

事前に、市町は社会福祉協議会、関係機関、市民団体との協議を進め、それぞれの役割を確認し、ボランティア受け入れ体制を整え、災害時に備えてインターネット等でそれらの情報を公開いたします。更に、活動拠点、活動資機材の調達、緊急回線の設置、運営体制、ボランティア保険等についての「受け入れ準備マニュアル」を作成します。

また、土砂の撤去やごみの排出・集積にあたっては業界団体の協力により早期対応が可能となるため、災害協定書等を締結し早期復旧を目指します。

(4) 消防団等との連携による各家庭での浸水軽減活動

床下浸水と床上浸水では、大きく被害程度が異なるため、床上浸水を防ぐための浸水軽減活動は非常に大切です。例えば、床上浸水を防ぐ程度の土嚢を自宅周りに積み、その後、避難する等の活動を心がければ、水害後に自宅に戻ってきても壊滅的な被害からは逃れることができ、早急な復旧が可能となります。

このような各家庭での浸水被害軽減活動を、消防団を中心とした学習・連携により進めていく必要があります。

3.6. 水害に強い地域づくり推進協議会の設置

提言に沿った防災・減災対策を効率的に進めるために、「川内川水害に強い地域づくり推進協議会」を設置する必要があります。協議会の構

成は、国、県、市町、地域、マスコミ等とし、具体策検討における適正な役割分担や実施スケジュールの検討を行う必要があります。

おわりに

本委員会において「具体的施策」について提言を行いました。これに限らず、今後、協議会の中で幅広い観点から検討していただき、その社会状況に合った更なる良い施策についても実施され、真に水害に強い地域づくりが進むことを祈念します。

川内川水系水害に強い地域づくり委員会 委員名簿

[学識経験者]

しもかわ えつろう
下川 悦郎 (鹿児島大学農学部教授)
ひきだ まこと
疋田 誠 (鹿児島工業高等専門学校教授)

[専門家]

くわはら みちお
桑原 道男 (北薩地域消防地区代表消防本部長)
たじま なおみ
田島 直美 (特定非営利活動法人きらり理事長)
なかつら しずお
中面 静雄 (鹿児島県土地改良事業団体連合会始良・伊佐事務所長)
なかもた ともひろ
中俣 知大 (鹿児島県建築士会川薩支部長)

[流域代表者]

いいだ としみ
飯田 利美 (大口市消防団第9分団長)
うち よしひこ
内 喜彦 (さつま町PTA連絡協議会会長)
なかぞの よしかず
中園 凱和 (久住地区水防災事業推進委員長)
なかむら しゅうじ
中村 周二 (菱刈町消防団本城分団長)
むらおか たかあき
村岡 隆明 (川内川えびの会事務局長)
よしはら すすむ
吉原 進 (鹿児島大学名誉教授)

[マスコミ関係者]

ありやま たかし
有山 貴史 (南日本放送編成本部報道部長)
ふくなが しんいち
福永 信一 (南日本新聞社薩摩川内総局長)
ふくはら けんいち
福原 健一 (NHK 鹿児島放送局放送部長)
やました としふみ
(山下 俊文)

敬称略 五十音順

事務局：川内川河川事務所調査課

()：第1回